

## 国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領における 教育学部附属学校に関する留意事項

国立大学法人千葉大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要領（以下「要領」という。）第6条及び第7条の別に定める留意事項のうち、教育学部附属学校の幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に関する留意事項は、次のとおりとする。

なお、教育学部附属特別支援学校は、そもそも知的障害のある児童生徒のための学校という性質上、異なる対応が必要とされる場合がある。その際は、個別の事案ごとに丁寧な情報収集と協議によって判断されることとなる。

### 第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（要領第6条関係）

要領第3条第1項及び第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

（以下、例示）

- 1 障害があることを理由に入学調査を拒否すること。
- 2 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 3 障害があることを理由に授業、学校行事等への参加を拒否すること。
- 4 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 5 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 6 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある児童等の授業、学校行事等への参加を拒否すること。
- 7 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

### 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（要領第7条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、要領第3条第3項及び第4項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

（物理的環境への配慮）

（以下、例示）

- 1 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す等の工夫をすること。
- 2 各種教室や図書室等の施設・設備を、他の児童等と同様に利用できるように改善すること。
- 3 障害特性により、授業等において頻回に離席の必要がある児童等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 4 移動に困難のある児童等が参加している授業等で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 5 易疲労状態の児童等からの別室での休憩の申し出に対し、休憩スペースの確保すること。  
(意思疎通の配慮)  
(以下、例示)
  - 1 授業、学校行事等において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
  - 2 言葉の聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
  - 3 教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、児童等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
  - 4 聞き取りに困難のある児童等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与するなどして用いること。
  - 5 状況に応じて、授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
  - 6 筆記が難しい児童等について事務手続きの際に、職員や支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
  - 7 障害のある児童等で、視覚情報が優位な者に対し、手続等の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
  - 8 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
  - 9 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
  - 10 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
  - 11 入学調査や授業、または定期試験関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。  
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)  
(以下、例示)
    - 1 入学調査や定期試験において、個々の児童等の障害特性に応じて、別室受験（時間延長を含む。）や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
    - 2 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
    - 3 行事等において、適宜休憩を取ること認めたり、休憩時間を延長したりすること。
    - 4 移動に困難のある児童等に配慮し、車両での送迎を認め、適切な場所での乗降を可能とする

こと。

- 5 校外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 6 障害のある児童等が参加している実験・実習等において、特別に支援員等の配置を検討すること。
- 7 外国語等のリスニングが難しい児童等に対して、リスニング以外の代替措置を提供すること。
- 8 他の児童等と同様に運動を行うことが難しい児童等に対して、運動量の軽減や代替措置の提供等、障害・病気等の特性をふまえて過度に排除することなく参加するための工夫を行うこと。
- 9 授業や説明会等において、公開範囲や管理要領を確認した上で、状況に応じて、ICレコーダー等を用いた授業の録音、板書の写真撮影を認めること。
- 10 不随意運動等により特定の作業が難しい児童等に対し、職員等が作業の補助を行うこと。
- 11 感覚過敏等がある児童等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 12 聴覚過敏の児童等のために、教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減すること。
- 13 視覚情報の処理が苦手な児童等のために、黒板周りの掲示物等の情報を減らすこと。
- 14 体調が悪くなるなどして、課題の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 15 教室内で、職員や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 16 肢体不自由や慢性的な病気等のために他の児童等と同じように運動ができない児童等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、障害・病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除することなく、参加するための工夫をすること。
- 17 手続が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 18 治療等で学習空白が生じる児童等に対して、補習を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 19 授業、学校行事等の出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。